

## 最前線第71号 『自立支援法と日本国憲法』

日本は法治国家（立憲国家）であり、国民の権利・義務が憲法のなかで成文化されている。憲法の前文に記されているように、この世界に類を見ない「平和憲法」は国民が安心して安定した生活を享受できるように、崇高な理念を謳いあげている。したがって様々な法律は、最高法規である憲法の定める理念に立脚していなければならない。

立法という行為はその法律により「利益を得る階層」と「不利益をこうむる階層」との調整を「憲法の精神」「公共の福祉」という規範を通して、国民の負託を得た国会議員によって行われる。四月一日より施行された「障害者自立支援法」はさまざまな問題を抱えていることについて活発な議論があるが、筆者の聞き及ぶところの範囲では、この法律によって「利益に供するもの」がないのである、福祉サービス利用者は応益負担によって大きな負担増となり、事業者は大幅な収入減となり、行政は余りに窮屈な日程に翻弄され、混乱を極めている。行政府の役人や立法府の国会議員からも「付帯決議」の多い穴だらけの法律であると嘲笑をもって評されている。この事態は明らかに「公共の福祉に反している」といわざるを得ない。

一方この法律は「憲法の精神」を尊重しているのかを考えてみよう。憲法第十条から第四十条までが国民の権利及び義務に関する条項である。

① 憲法第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」いわゆる幸福追求権といわれる条項である。先人たちの長年の運動により制度化されてきた「障害者の幸福」「保護者の幸福」（まだまだ十分では無いが）が脅かされている。「一緒に働く友達がほしい」「グループホームで暮らしたい」「障害者を抱えていても安定した暮らしをしたい」これらのごく当たり前のささやかな幸福が「利用料が払えないので作業所をやめなければならない」「グループホームの宿直職員がいなくなるので家庭に戻らざるを得ない」「家族が二十四時間障害者の介助に従事しなければならなくなったので職を辞さなければならない」などの理由で諦めざるを得なくなる。**【幸福追求権の侵害】**

② 憲法第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」いわゆる生存権といわれる条項である。従来のサービスを使い、かろうじて暮らしていた重度・重複障害者にとっての社会生活・地域生活が大きく様変わりすることになった。二十四時間ホームヘルプサービスを受けつつ地域で自立生活を送っている全身性障害者は生存が不可能になり、病院・施設に戻されることとなる。さらに「自立支援医療」の導入により、定期的に医療を受けることによって生存を担保されている障害者は「利用抑制・利用停止」などにより、障害の重度化・二次障害の発生などを誘引させられることとなる。**【生存権の侵害】**

③ 憲法第二十七条「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。」いわゆる労働権といわれる条項である。「働いてもらう給料よりも、利用料のほうが高いので働く気が無くなった」「給料をためて、おかあさんにプレゼントしたかったが諦めた」「がんばって働かなくても、家にいたほうが楽でいい」「作業所で働きたいけど、お父さんが『家で内職でもしている』と言うのでそうすることにした」などの声が聞こえる。「働いて収入を得ることによって、より豊かな生活を希求する」「集団の中で働くことによって社会性を獲得し、たくましく成長する」といったメリハリのある見通しを持った生活が阻害されることになる。**【労働権の侵害】**

④ 憲法第八十九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」規制緩和による営利を目的とする団体への公金支出に関して、公の支配の及び範囲の解釈が問題となる。社会福祉法人及び地方自治体に限定されてきた「公の支配上」の福祉事業が「小さい政府」による限られた部面のみ支配に限定されることとなった。**【公の財産の支出利用制限の乱用】**

⑤ 憲法第九十八条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその行為の全部又は一部は、その効力を有しない」。以上述べたように「障害者自立支援法」は憲法に抵触している可能性が非常に高い。すなわち「違憲訴訟」に耐えうると判断せざるを得ないのである。この問題は、「障害者自立支援法（案）」の段階で哲学・社会学・法学に関する学会や人権擁護派の弁護士などが権威ある「提言」として「審議会」等に意見具申を行うべきだったのであろう。現在国会に上程されている「教育基本法（案）」に対して「教育法学会」が「この法案は憲法第二十一条『集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密』及び第二十六条『教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償』に抵触している」という理由で廃案にすべきだと提言を行っている。

様々な社会課題が多発し混在している現代社会において「障害者の問題はごく一部の人の問題である」「財政規模から言うと些細な問題である」「競争社会の中で他の人のことなどにかまっていられない」という意見もある。しかしこの問題を矮小化させず、「日本国憲法」に対する「違憲訴訟」を起こすことによって国民世論を巻き込んだダイナミックな運動にしていくことが大事なのではないか。「障害者自立支援法」の施行を受けて、関係者は忸怩たる思いを抱えつつ、当面の対応に奔走しているところであるが、今一度憲法の権利行使の実体者として、毅然と対応し

ていく必要性を訴えたい。  
文責：いぶき はやしもりお